

豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「システム」とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしたものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）が10キロワット未満のもの
- (2) 未使用品であるもの
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結しているもの

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住し、又は居住を予定する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置し、かつ電力会社と電力受給契約の締結ができる者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、20,000円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を四捨五入する。ただし、4キロワットを超えるものは4キロワットとする。）を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、システムに係る設置工事を着手する前に、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費の内訳がわかる書類（見積書等）の写し
- (2) システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）
- (3) 申請者本人の住民票（申請者の住所が設置場所と異なる場合は誓約書）
- (4) 住宅の所在地を示した地図
- (5) 工事着工前の現況カラー写真（新築については太陽電池モジュールの配置図）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の申請をした者が補助金の交付の対象者であると認めるときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付の申請をした者に通知するも

のとする。

(計画変更等の承認)

第7条 前条の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業変更等承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更をするときはこの限りではない。

2 補助事業者は、前項の変更等申請において、計画変更による補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の変更等申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、システムの設置を完了したときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 電力受給契約書の写し

(3) システムの保証書の写し(太陽電池モジュールの型式、日付及び販売者名が記載されているもの)

(4) 申請者本人の住民票(補助金の交付申請時に添付したものから変更した場合のみ)

(5) システム設置状況のカラー写真(住宅の全景含む)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書(様式第6号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 1 2 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第 1 8 条第 4 項の規定を適用する。

(協力)

第 1 3 条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して売買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(宝飯郡小坂井町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成 2 2 年 2 月 1 日前に小坂井町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(以下「旧小坂井町要綱」という。)の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 3 平成 2 2 年 2 月 1 日前に旧小坂井町要綱の規定により交付した、又は交付すべきであった補助金については、旧小坂井町要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。